

運動能力証に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

行政手続における押印見直し方針の制定及び見直しの実施により、運動能力証交付申請書における申請者の押印について見直すこととし、様式等の改正を行うものである。

2 改正概要

行政手続における押印見直し方針に基づき、運動能力証交付申請において使用される、申請書様式を下記のとおりとする。

○申請者の押印を廃止

3 施行日

令和3年10月1日